

(1) 定用上算七割ヲ増給スル事

請買作業ニテ欠損ノ場合モ、会社都合上

(2) 勤務時間短縮ニ場合器具破損材料不足

ニテ休業ノ時一人給ヲ支給セラレタキ事

(3) 遅刻罰金制ヲ廢シ公休日ヲ支給スル事

機械上場ニシテ從來工具(バイト)職工ニテ自弁ナル

(4) 会社ヲ支給スル事

二月二十三日不合理ナル理由ニ依り職首セラレタ

四五五八八番 社別控 原簿

財 務 部 開

法 人 協 会